

生駒市規則第 27 号

生駒市職員等の旅費に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 6 月 29 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市職員等の旅費に関する規則の一部を改正する規則

生駒市職員等の旅費に関する規則（令和 7 年 3 月生駒市規則第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条第 1 項各号列記以外の部分中「とする」を「とし、旅行命令権者が次の各号のいずれかの運送のみでは旅行することが困難と認めるときは、現に運送を行った各号の規定により算定した額の合計額とする」に改め、同項第 3 号ただし書中「第 1 号の規定により算定した額」を「取得した見積額」に改め、「とする」の次に「（この項に規定する現に運送を行った各号の規定により算定した額を合計する場合であって、第 1 号の規定により算定した額と合計するときは、この限りでない。）」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の生駒市職員等の旅費に関する規則（以下この項において「新規則」という。）の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に生駒市職員等の旅費に関する条例（令和 7 年 3 月生駒市条例第 14 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する旅行命令権者（以下この項において「旅行命令権者」という。）が条例第 4 条第 1 項に規定する旅行命令等（以下この項において「旅行命令等」という。）を発する旅行、退職、免職、失職若しくは休職

(以下この項において「退職等」という。)をした場合又は死亡した場合において条例第3条第2項の規定により旅費を支給する旅行及び同条第5項の規定により旅費の支給を決定する旅行について適用し、施行日前に旅行命令権者が旅行命令等を発した旅行、退職等となった場合又は死亡した場合において同条第2項の規定により旅費を支給する旅行及び同条第5項の規定により旅費の支給を決定した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旅行命令権者が旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に旅行命令権者が条例第4条第3項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新規則の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

- 3 前項の規定によりなお従前の例によることとされる旅行について、施行日以後に条例第3条第6項及び第7項に規定する旅費の支給が生じた場合の金額の算定は、なお従前の例による。